(2) 廊下等

特定施設整備基準	目標となる基準
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕 上げること。	ア 規則別表第2の1の(2)のアに定める構造と すること。
イ 段を設ける場合にあっては、当該段は、(3) に定める構造に準じたものとすること。 ウ 直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する各室の(1)に定める構造の各出入口(共同住宅の場合にあっては、直接地上へ通ずる(1)に定める構造の出入口がある階に設けられる各住戸の出入口)に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路にあっては、次に定める構造とすること。この場合において、(4)のイに定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。	イ 段を設ける場合にあっては、当該段は、(3) に定める構造に準じたものとすること。 ウ 直接地上へ通ずる(1)のアに定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる(1)のアに定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の(1)のイに定める構造の各出入口(共同住宅の場合にあっては、直接地上へ通ずる(1)のアに定める構造の出入口がある階又は(4)のエに定める構造のエレベーターが停止する階に設けられる各住戸の出入口)に至る経路は、規則別表第2の1の(2)のウの(ウ)に定める構造のほか、次に定める構造とすること。この場合において、(4)のイ、ウ又はエに定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。
 (ア) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。 (イ) 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けること(共同住宅の場合を除く。)。 	と。 (ア) 幅は、内法を180センチメートル(廊下等の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに二人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分を設ける場合又は共同住宅の場合にあっては、140センチメートル)以上とすること。
(ウ) 高低差がある場合にあっては、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下この表において同じ。)を設けること。 (エ) (1)に定める構造の出入口並びに(4)のイに定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。	(イ) (1)に定める構造の出入口並びに(4)の イ、ウ又はエに定める構造のエレベーター 及び車いす使用者用特殊構造昇降機(建築 基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129 条の3第2項第1号の国土交通大臣が定め た構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使 用者の利用に供するものをいう。)の昇降 路の出入口に接する部分は、水平とすること。
	(ウ) 壁面には、突出物を設けないこと。ただし、やむを得ず突出物を設ける場合にあっては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

	(エ) 特定施設を利用する者の休憩の用に供す		
	るための設備を適切な位置に設けること		
	(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)。		
エ (2)のウの(ウ)に規定する傾斜路及びその	エ 傾斜路及びその踊場は、規則別表第2の1の		
踊場は、次に定める構造とすること。	(2)のエの(ウ)及び(オ)から(ク)までに定める		
	構造のほか、次に定める構造とすること。		
(ア) 幅は、内法を120センチメートル(段を	(ア) 幅は、内法を150センチメートル(段を併		
併設する場合にあっては、90 センチメー	設する場合又は共同住宅の場合にあって		
トル)以上とすること。	は、120センチメートル)以上とすること。		
(イ) 勾配は、12 分の1(傾斜路の高低差が	(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。		
16センチメートル以下の場合にあっては、			
8分の1)を超えないこと。			
(ウ) 高低差が 75 センチメートルを超える場			
合にあっては、高低差 75 センチメートル			
以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上	(同 左)		
の踊場を設けること。			
	(ウ) 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続す		
	る場合にあっては、当該交差し、又は接続		
	する部分に踏幅150センチメートル以上の		
	踊場を設けること。		
(エ) 手すりを設けること。	(エ) 両側に手すりを設けること。		
(オ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料	(同 左)		
で仕上げること。	(IFI /L)		
(カ) 縁端部には、高さ5センチメートル以上	(同 左)		
の立ち上がり又は側壁を設けること。	(IFI /L/		
(キ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接			
する廊下等の色と明度の差の大きい色と			
すること等によりこれらと識別しやすい	(同 左)		
ものとすること (教育施設又は共同住宅の			
場合を除く。)。			
(ク) 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊			
場の部分には、視覚障害者の注意を喚起す			
るための床材 (周囲の床材の色と明度の差			
の大きい色の床材その他の周囲の床材と			
識別しやすい床材に限る。以下この表にお	(同 左)		
いて「注意喚起用床材」という。) を敷設			
すること (教育施設又は共同住宅の場合を			
除く。)。			
オ 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出	オ 直接地上へ通ずる出入口(複数の出入口が近		
入口から案内所又は案内標示等(視覚障害者に	接した位置に設けられる場合にあっては、その		
対し特定施設全体の利用に関する情報提供を	うち1以上の出入口)から案内所又は案内標示		
行うものに限る。)を設置した場所までの廊下	等(視覚障害者に対し特定施設全体の利用に関		
等には、視覚障害者を誘導するための床材(周	する情報提供を行うものに限る。)を設置した		

囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合にあっては、この限りでない。

場所までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合にあっては、この限りでない。

基準解説

廊下等

「廊下その他これらに類するもの」とは、直接地上へ通ずる出入 口又は駐車場へ通ずる出入口と各室の出入口とを結ぶ水平移動の 経路のことで、廊下、ホール、傾斜路、エレベーターの乗降ロビ 一等を指す。

ア及びイは、不特定かつ多数の者が利用する廊下等のすべてに おいて満たすべき共通性能を規定している。一方、ウは、複数の 経路のうち少なくとも1つの経路については車いすで通行できる ようにすることを求めている。

床の仕上げ材

アの「粗面とし、又は滑りにくい材料」には、ガラス面に近い 状態の仕上げ(大理石仕上げ等)以外の仕上げが該当する。

整備すべき箇所

ウの「直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口は…それぞれ1以上の経路にあっては」とは、(1)[出入口の基準]に定める構造の直接地上へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口から各室への出入口を結ぶ複数の経路のうち、少なくとも1つは車いす使用者が通行できるようにすることを求めている。また、共同住宅の場合は、(4)[昇降機の基準]に定める構造の出入口がある階に設けられる廊下等のみ整備を求めている

ウでエレベーターの昇降路を経路に含めているが、これは車いすで利用できるエレベーターが設置されるときは、そのエレベーターを利用して車いす使用者が到達できる階の廊下等についても整備する必要があるためである。

廊下等の幅

ウの(ア)で廊下等の幅は、人が横向きになれば車いすとすれ 違え、杖使用者が円滑に通行できる寸法である 120 センチメート ル以上とされている。廊下等の幅がその部分により異なる場合は、 最も狭い部分の内法寸法によることとする。

目標となる基準では、車いすが回転しやすく、車いす同士が行

き違いやすい寸法として幅員は 180 センチメートル以上としている。 なお、廊下等の末端付近及び 50 メートル以内ごとに車いす同士がすれ違える部分を設ける場合又は共同住宅は 140 センチメートル以上としている。

壁面の突出部

目標となる基準における壁面に突出物を設けない状況とは柱型 等の突出も含まれる。

休憩等の施設

目標となる基準では、教育施設や共同住宅を除き、通行の妨げにならない計画とした腰掛等を設置することを規定している。

車いすの転回用 スペースの設置 車いす使用者が廊下等を移動中に目的の部屋を通り過ぎてしまったような場合、廊下の幅が狭いとバックするか、前方に転回できる場所があればそこまで行って方向転換をしなければならない。そこでウの(イ)では、廊下等の末端付近及び区間 50 メートル以内ごとに、車いすの転回用スペースを確保することを求めている。なお、共同住宅において車いすの転回用のスペースの設置を求めていないのは、通常入居者は、建物内部について熟知しているので、住戸を間違えて廊下を戻る可能性が少ないと考えられるためである。

ウの(イ)の「廊下等の末端の付近」とは、廊下の末端からお おむね10メートル以内とする。

ウの (イ) の「車いすの転回に支障がないもの」及び「車いすが転回することができる構造の部分」とは、車いすが 180° 方向転回できる 140 センチメートル角以上のスペースや、T字形の交差部等が該当する。

車いす使用者用 特殊構造昇降機 ウの(ウ)の「車いす使用者用特殊構造昇降機」は、段差解消機のことである。

傾斜路の幅

エの(ア)の傾斜路の幅は廊下等の幅と同様の理由で 120 センチメートル以上とされている。また、段を併設する場合は、車いすの通行に最低限必要な幅 90 センチメートル以上とされている。

目標となる基準では、車いすが回転でき、人と車いすがすれ違える寸法として幅は 150 センチメートル以上とされている。ただし、段を併設する場合や共同住宅の場合は、通路を車いすが通行しやすく、人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法として幅は 120 センチメートル以上とされている。

傾斜路の勾配

エの(イ)の勾配は、国際シンボルマーク掲示のための基準である12分の1が基本勾配とされている。また、高低差が小さい場合(16センチメートル以下)は、建築基準法に規定されている最

図-6

図-6

図-6

図-7

	大勾配である8分の1まで認められている。	
傾斜路の踊場	エの(ウ)は、スロープが長くなる場合(勾配12分の1で長さ9メートル)は、途中に車いす使用者が休憩又は加速できるような平坦な部分を設ける必要から規定されている。	図-8
傾斜路の手すり	エの (エ) の手すりの取り付けの高さは、1本の場合は75~85 センチメートル程度とし、2本の場合は75~85 センチメートル程 度及び60~65 センチメートル程度とする。 なお、目標となる基準では傾斜路の両側に手すりの設置を設け ることを規定している。	図-8
傾斜路の立ち上 がり又は側壁	エの(カ)の「縁端部には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること」とは、傾斜路の手すりのすき間から車いすのキャスターや杖先が落ち込むのを防ぐために設けられた規定である。	図—8
注意喚起用床材 の敷設	エの(キ)及び(ク)は、弱視等の視覚障がい者に対応するため、傾斜路部分の床材の色を変える等周囲と識別しやすいものとし、傾斜路の上端と廊下又は踊場が接する部分には、廊下又は踊場側に注意喚起用床材(いわゆる点字ブロックのうち点状のもの)の敷設を求めている。	図-11
	エの(キ)、(ク)及びオに関して教育施設と共同住宅の場合に 基準の適用を免除しているが、これらの施設は、ある一定の期間 に限ってみれば利用者が限定しており、施設の状況を把握してい るため、一律には整備を求めていない。しかし、これらの規定の 内容については、施設利用者の利用の状況に応じ、個別に対応す ることが望まれる。	
案内所までの 誘導	オの「案内所又は案内表示等(視覚障がい者に対し特定施設全体の利用に関する情報提供を行うものに限る。)を設置した場所」には、受付や点字の平面図による案内板(触知図)等が該当する。また、この規定は案内所又は案内表示等自体の設置を求めるものではない。	図—10
誘導用床材の 敷設等	オの「誘導用床材」とは視覚障がい者を誘導するための床材であり、いわゆる点字ブロックのうち線状のもののことである。また、弱視等の視覚障がい者に対応するため、周囲と識別しやすいよう黄色系を原則とするが、他の色を選択する場合は周辺の床材の色との明度の対比等を考慮する。	図-9、図-11

等が該当する。

オの「音声により視覚障がい者を誘導する装置」には、盲導鈴

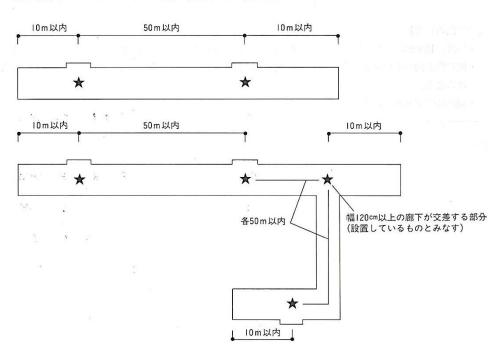
オのただし書きの「直接地上へ通ずる出入口において常時勤務 する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視 覚障がい者の誘導上支障のない場合」には、

- ・ホテルの出入口に常時勤務している者により誘導が可能な場合
- ・百貨店等で受付が入口の正面にある場合
- ・自動車車庫等、運転手等の視覚障がい者以外の者が必ず同行する用途の場合

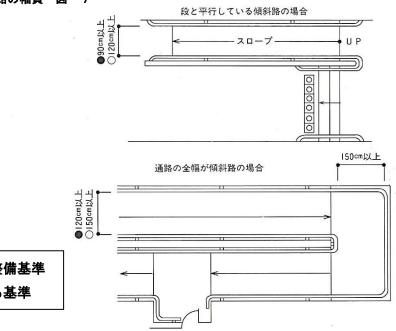
等が含まれる。

車いすの転回用スペース 図-6

幅及び奥行きがそれぞれ140cm以上の部分の設置例 ★が設置場所

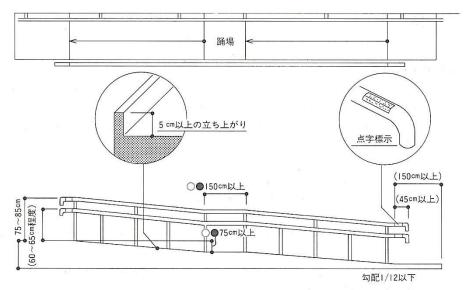




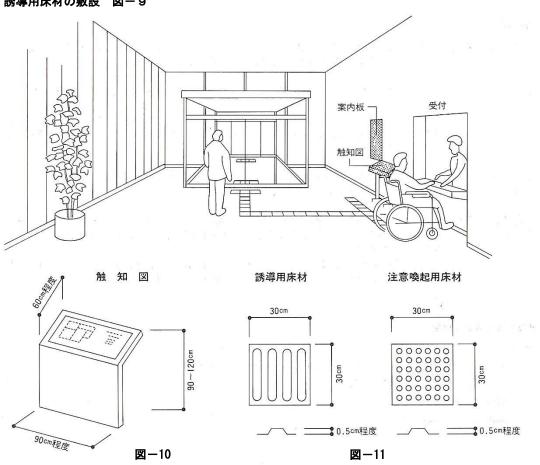


●特定施設整備基準 〇目標となる基準

傾斜路の仕様 図-8



誘導用床材の敷設 図-9



〔凡例〕●特定施設整備基準 ○目標となる基準 ()内は、望ましい寸法等